

# 国 籍 取 得 届

国籍取得とは、現に日本国籍を有していない方が一定の要件を満たし、申請をすることで日本人になることができる届出のことです。

要件とは、

- 1 認知された子の国籍取得：出生の当時に父母が婚姻していなかったが、その後婚姻し、かつ当該出生子を認知していること（準正嫡出子）

※父母が婚姻という要件を満たしていなくても、日本人父が認知を成立させていれば、同様に国籍取得が行えます

- 2 国籍の再取得：外国で出生し、国籍留保の届出がなかったため、日本国籍を喪失している場合のいずれかで、かつ年齢が20歳未満のときに申請ができます。

この申請はまず法務局で行い、法務局から証明書が発行されたら、証明書を持って市区町村に国籍取得届を出すという順番になります（外国人登録証の返還も行うことになります。）。この届出によって戸籍に記載されることになります。

根 拠 法 令	戸籍法第102条、国籍法第3条第1項、第17条第1項、同条第2項
届 出 期 間	国籍取得日から1か月以内（国外にいるときは取得日から3か月以内）
届 出 地	国籍取得者の本籍地または届出人の所在地
届 出 人	国籍取得をする方（15歳未満のときは法定代理人である親権者父母）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・届 書：国籍取得届記入例（認知された子の国籍取得及び国籍の再取得）は下記をご覧ください</li><li>・法務局発行の証明書</li><li>・入籍する戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき（新戸籍をつくる者は不要）</li><li>・父母の本籍がわかるもの</li><li>・在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）返納届及び在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）：外国人住民登録地で届出するとき</li><li>・印 鑑：届出人のもの（連署人がいる場合は連署人の印鑑）</li></ul>
そ の 他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・届書に記載すべきことは、ほとんど法務局発行の証明書の中に記載されていますが、父母が日本人である場合、届書中、父母の本籍を記載する欄があります（父母が外国人の場合は、国籍を記載するのみの欄）。</li></ul>

	<p>このため、父母の本籍を確認のうえ、あらかじめ届書に記載しておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>春日部市内で外国人登録を行っていた者は、在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）返納届とともに在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書）をお返しいただきます。またこの届出により新たに日本人としての住民票を作成します。</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<p><b>【国籍取得届と帰化届】</b></p> <p>国籍取得届と帰化届は、どちらも外国人が日本国籍を取得した際の届出ですが、国籍取得届は下記のような事由により国籍を取得したときのもので、下記以外の事由により国籍取得した人は帰化届を提出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 準正（父母の婚姻と認知）による国籍の取得（国籍法第3条） <p>日本人の父と外国人の母との婚姻前に生まれた子どもは、父から胎児認知されている場合を除き、原則として出生によって日本国籍を取得することはありません。しかし、出生後に父母が婚姻し父から認知された場合で、一定の要件を満たしている場合には法務大臣に届出ることによって日本国籍を取得することができます。</p> </li> <li>2 国籍の留保をしなかった者の国籍の再取得（国籍法第17条第1項） <p>外国で生まれた子どもで、出生によって日本国籍と同時に外国国籍も取得した子どもは出生届とともに日本国籍を留保する旨を届出なければその出生の時にさかのぼって日本国籍を失います。しかし日本国籍を留保しなかったことによって日本国籍を喪失した子どもは、一定要件を満たす場合には法務大臣に届出ることによって、日本国籍を再取得することができます。</p> <p>1、2ともに提出期限は届出人が20歳に達するまでです。</p> </li> </ol>
<p>関連の届出</p>	
<p>教 示</p>	<p>国籍取得届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。</p>

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。  
 ※この届出は、認知された子の国籍取得の届出です。

# 国籍取得届

平成23年12月25日届出

※届出は国籍取得の日から1か月以内です

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

(よみかた) 氏 名	かすかべ はなこ 氏 名 春日部 花子		昭和・平成 8年 3月 3日生	
	(従前の氏名) ベルナール		ローラ	
住 所	埼玉県春日部市中央 6 (方書・マンション名) 丁目 2 番 号			
父 母 の 氏 名	父	春日部 太郎	父母との続き柄	
	母	ベルナール メアリー	二 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	
(1) 父母の本籍 〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	父	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	筆頭者の氏名 春日部 太郎	
	母	アメリカ合衆国 丁目 番地 番	筆頭者の氏名	
国籍取得の 年 月 日	平成 23年 12月 20日	国籍取得の際 の外国の国籍	アメリカ合衆国	
(2) 氏を同一とする時 の父又は母の本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1		筆頭者の氏名 春日部 太郎	
婚姻しているとき は配偶者の氏名、 本籍(外国人のと きは国籍)	(配偶者) 氏 名	年 月 日生		
	丁目 番地 番	筆頭者の氏名		
	(婚姻の年月日)	年 月 日		
(3) 養子となっている ときは養親の氏名、 本籍(外国人のと きは国籍)	(養父) 氏 名	年 月 日生		
	(養母) 氏 名	年 月 日生		
	丁目 番地 番	筆頭者の氏名		
	〔養子縁組〕 の年月日	年 月 日	養親との続き柄	<input type="checkbox"/> 養子 <input type="checkbox"/> 養女
国籍取得 後 の 本 籍	<input type="checkbox"/> 下記の新しい戸籍をつくる <input checked="" type="checkbox"/> (1)の戸籍に入る <input type="checkbox"/> (2)の戸籍に入った後下記の新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 下記のとおり			
	新本籍	丁目	番地 番	筆頭者の氏名

※持参するもの ・ 印鑑 ・ 国籍取得証明書

連絡先	電話 048-(736)-1111
	〔自宅〕携帯・勤務先・呼出 方

**国籍取得届（認知された子）（右側）**

住民となった 年 月 日	平成 9年 3月 3日	
住所を定めた 年 月 日	平成 15年 5月 3日	
世帯主・世帯 員 の 別	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 世帯主の氏名 <b>〔 春日部 太郎 〕</b> 世帯主との続き柄 <b>〔 子 〕</b>	
	その他 <b>国籍取得事項のほかに記載すべき身分事項は、「国籍取得証明書」のとおりです。</b>	
届出 署名押印	印	

届 出 人 (国籍を取得した人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資 格	親権者 ( <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父 ) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	親権者 ( <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母 ) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	
署名押 生 年 月 日	春日部 太郎                      印 昭和 47年 5月 25日	<i>Mary Bernaral</i> 印 西暦 1975年 12月 15日	
住 所	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番号	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番号	
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 (番地) 1 番	アメリカ合衆国 丁目 番地 番	

連 署 人 (国籍を取得した人の配偶者が日本人のときにかいてください)			
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻			
住 所	丁目 番地 番 号		
本 籍	丁目 番地 番	筆頭者の氏名	
署名押	印	年 月 日生	

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

※この届出は、国籍の再取得の届出です。

# 国籍取得届

平成23年12月25日届出

※届出は国籍取得の日から1か月以内です

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知		

氏 名 (よみかた)	氏 名 かすかべ きょうこ 春日部 京子	昭和・平成 元年 10月 15日生	
	(従前の氏名) 氏 名 ベルナル ジュリア		
住 所	埼玉県春日部市中央 6 (方書・マンション名) 丁目 2 番地 号		
父 母 の 氏 名	父 氏 名 春日部 太郎	父母との続き柄	
	母 氏 名 ベルナル メアリー	長 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	
(1) 父母の本籍 〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	父 埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	筆頭者 の氏名	春日部 太郎
	母 アメリカ合衆国 丁目 番地 番	筆頭者 の氏名	
国籍取得の 年 月 日	平成 23年 12月 20日	国籍取得の際 の外国の国籍	アメリカ合衆国
(2) 氏を同一とする時 の父又は母の本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1 筆頭者 の氏名 春日部 太郎		
婚姻しているとき は配偶者の氏名、 本籍(外国人のと きは国籍)	(配偶者) 氏 名	昭和 年 月 日生	
		丁目 番地 番	筆頭者 の氏名
	(婚姻の年月日)	平成 年 月 日	
(3) 養子となっ ているとき は養親の氏名、 本籍(外国人のと きは国籍)	(養父) 氏 名	年 月 日生	
	(養母) 氏 名	年 月 日生	
		丁目 番地 番	筆頭者 の氏名
	〔養子縁組〕 の年月日	年 月 日	養親との続き柄
国籍取得 後の本籍	<input type="checkbox"/> 下記の新しい戸籍をつくる <input checked="" type="checkbox"/> (1)の戸籍に入る <input type="checkbox"/> (2)の戸籍に入った後下記の新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 下記のとおり		
	新本籍	丁目 番地 番	筆頭者 の氏名

※持参するもの ・ 印鑑 ・ 国籍取得証明書

連絡先	電話 048-(736)-1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出 方

## 国籍取得届（再取得）（右側）

住民となった年 月 日	平成 18年 5月 30日
住所を定めた年 月 日	平成 18年 5月 30日
世帯主・世帯員の別	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 世帯主の氏名 [ 春日部 太郎 ]      世帯主との続柄 [ 子 ]
その他	国籍取得事項のほかに記載すべき事項は、別添「国籍取得証明書」のとおりです。
届出人署名押印	春日部 京子      印

届出人 （国籍を取得した人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙（様式任意。届出人全員の契印が必要）に書いてください。）			
資 格	親権者（ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父） <input type="checkbox"/> 未成年後見人	親権者（ <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母） <input type="checkbox"/> 未成年後見人	
署押生 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
住 所	丁目 番地 番号	丁目 番地 番号	
本 籍	丁目 番地 番	丁目 番地 番	

連 署 人 （国籍を取得した人の配偶者が日本人のときにかいてください）			
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻			
住 所		丁目 番地 番号	
本 籍	丁目	番地 番	筆頭者の氏名
署押 名 印	印	年 月 日生	